厚真町協働型地域おこし協力隊及びその受入れ事業者募集要領

北海道厚真町は、北海道中央南部、太平洋に面する農村地帯で、道都札幌まで約 90 分、また、海洋物流拠点の苫小牧、そして空の玄関口である新千歳空港に近接する人口約4,200人の町です。北海道の中では積雪量の少ない比較的暮らしやすい気候の町で、陸・海・空のすべての交通アクセスに恵まれ、首都圏とも日帰り往復が可能です。

近年は、ローカルベンチャースクールなど独自の起業家支援の取り組みにより、多彩でユニークな人材が町に集まり、人が人を呼ぶ新しい動きが起きています。

今後、厚真町の一層の地域力の持続的な維持・強化を図るため、厚真町協働型地域おこし協力隊(以下、「協力隊」という)及びその受入れ事業者(以下、「事業者」という。)を募集します。

1 協力隊について

1 協力隊について	
活動内容	1 厚真町に所在する事業者での新規事業の推進に係る業務:自らの
	技能を活かし、民間事業者の新規事業の開発による事業拡大及び地
	域経済の活性化を目指した業務(事業の実施)
	2 地域おこし活動:地域のイベント支援や地域活動等の積極的な参
	加、または自らが主催する地域活動の企画・運営
	3 その他、地域活性化に資する活動、活動報告会への積極的な参加
募集対象者	委嘱時点で次のすべての項目に該当する方が対象になります。
	1 委嘱時点で成人である方(委嘱年度の4月2日以降に18歳以上
	の方)。
	2 現在、3大都市圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、
	岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。)をは
	じめとする都市地域等のうち、過疎地域自立促進特別措置法(平成
	12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離
	島振興法(昭和28年法律第72号)及び半島振興法(昭和60年
	法律第63号) に指定された地域以外の地域及び政令指定都市に生
	活の拠点を置く住民で、本町に住民票を移し継続的に居住すること
	ができる方。
	3 地域活性化に熱意があり、事業を推進するために必要な知識や技
	能などのスキルを有する方。
	4 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方。
	5 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する
	欠格事項に該当しない方。
	6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律
	第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない方。
募集人員	若干名
勤 務 地	厚真町
活動日及び時間	1 活動日:事業者との契約及び指示により変動します。
	2 活動時間:1日7時間45分、週38時間45分を原則とします

が、事業者との契約及び指示によります。

身分・任期

1 身分

- (1) 身分は「厚真町起業型・協働型地域おこし協力隊設置要綱」に 基づき、町長が委嘱します。(町と雇用契約は結びません)
- (2) 事業者との期限のない雇用契約による正社員または委任契約に よる取締役(代表権のある取締役を除く)として業務を行います。
- 2 任期
- (1)協力隊の任期は、1年以上3年以下の期間とします。
- (2) 委嘱期間は委嘱の日から1年間(ただし、年度の途中での委嘱 の場合は委嘱年度終了まで)とし、更新は年度ごとに業務・活動 状況などの評価を行います。評価の結果、適切な業務・活動が実 施されていると認められる場合、最長3年まで委嘱を更新するこ とができます。
- (3) 任期中の活動中断による任期の延長及び委嘱期間の延長は原則 として認めません。

待遇•福利厚生等 (事業者への助 成額)

- 1 報償費:予算の範囲内で基本給または役員報酬に対して事業者へ 3/4を助成し、1/4を事業者が負担し、総額が事業者から協力 隊へ支払われます。
 - ※令和7年度補助額
 - 24歳以下 扶養無 上限額月額251,000円
 - 25歳以上 扶養無 上限額月額300,000円
 - ※町内に扶養家族がいる場合、上乗せして助成します。

令和7年度 上乗せ10,000円

- ※事業者と協力隊の契約により支給額が決まります。
- 2 活動費助成:予算の範囲内で事業者へ助成(住宅家賃相当分、活 動車両維持・燃料費、社会保険料(健康保険・介護保険・厚生年金 保険・雇用保険・労災保険)の個人負担分
 - ※事業者の事業に必要となる備品・消耗品等は助成の対象となりま せん。
 - ※令和7年度補助額 年額966,000円
- 3 福利厚生:事業者との契約によります。
- 4 年次休暇:事業者との契約によります。

2 対象事業者について

- 対 象 事 業 者 1 協力隊員新規委嘱時点で、起業後5年以内または既存事業者で新 規事業(日本標準産業分類 小分類)を開始して5年以内の事業者。
 - 2 厚真町内に居住する個人事業主または町内に拠点を置く法人であ ること。

※拠点を置くとは町内に本店・支店を登記することまたは町内に 営業所を置くことを指します。

3 事業実績が1年以上あり、決算書または確定申告書を提出できる

こと。

※町内に営業所を置いて申請する場合は、営業所を設置してから申請日までに、申請する事業内容で1年以上の町内での実績があることを要件とします。

- 4 協力隊の受入れにより事業を成長させ、地域活性化につなげる意欲のある事業者。
- 5 協力隊の委嘱終了後も、引き続き雇用契約を継続できる事業者。
- 6 地域おこし協力隊員以外の事業責任者を置き、事業責任者が厚真 町に拠点を置いて活動すること。
- 7 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。同条第2項の規定に基づく本町の入札参加制限を受けていないこと。
- 8 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生可能法 (平成11年法律第225号) の規定に基づく更生又は再生手続の申立てを行っている者でないこと
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 10 公租公課の滯納がないこと。

協力隊受入れ 人数・条件

- 1 対象事業者が受入れできる協力隊は、一事業者につき2名を上限とし、かつ同時に2名を受入れる場合は協力隊以外の正規雇用(期間の定めのないフルタイム)従業員がいることとします。また、報償費及び活動費は助成上限額の範囲内で助成するものとします。
 - ※事業者:グループ企業等の関連法人、合同会社及び団体等の構成 法人、二親等以内の親族関係にある法人及び二親等以上においても 事業性の結びつきが強いと判断される法人、代表者を同一とする法 人又は個人事業主については同一事業者とみなします。
- 2 事業者が協力隊を雇用契約による正社員または委任契約による取締役(代表権を持つ取締役を除く)として受け入れた場合に、基本給または役員報酬の3/4を補助します(上限あり)。1/4を事業者が上乗せして支払うものとします。
 - ※協力隊である正社員が任期途中に取締役になる場合、申請時事業 計画の業務内容を継続することとし、変更を要する場合には業務 内容変更申請(任意様式)を行わなければなりません。

申請手続き等

- 1 応募方法
- (1) 事業者は第2項で規定する提出書類を申請書受付場所に郵送、 持参にて提出するものとします。
- (2) 協力隊候補者は第3項で規定する提出書類を郵送、持参またはメールで提出するものとします。
- 2 事業者の提出書類
- (1) 厚真町協働型地域おこし協力隊事業計画書(様式1号-1)
- (2) 厚真町協働型地域おこし協力隊事業計画書(収支計画書)(様式

1号-2)

- (3) 町税等の状況調査同意書(様式2号)
- (4) 町内に拠点があることがわかる証明書の控え

町内に本店・支店を置く法人の場合:事業者の登記事項全部証明書(コピー可)

町内に営業所を置く法人の場合:本店の登記事項全部証明書及び法人設立・設置届出書の控えのコピー(町内での事業開始日(法人設立・設置届出書受領日)から当該申請日までに1年以上の期間が経過したことがわかること)

個人事業主の場合:町内に1年以上居住実績があることがわか る住民票

- (5) 事業者の決算書(直近3年分、自由様式) 個人事業主の場合には確定申告書(直近3年分) ※3年の事業実績がない場合でも、1年以上の決算書・確定申 告書を提出するものとします。
- 3 協力隊候補者の提出書類
- (1)履歴書(様式3)

3 協力隊候補者のエントリー及び事業者の申請並びに審査の流れ

協力隊候補者の エントリー及び 塞

協力隊候補者の 1 審査から委嘱の流れ

(1)申請書の提出

事業者及び協力隊候補者は、第2項のスケジュールで示す期日 までに申請手続きをしてください。

- (2)審査会への参加 事業者及び協力隊候補者の審査会を同日に行います。
- (3) 委嘱及び雇用契約 町が示す委嘱可能日から6か月以内に着任し委嘱を受けてくだ さい。

※協力隊候補者及び事業者が審査会を欠席した場合は、いかなる理由であろうとも失格とします。

2 スケジュール

項目	第1期日程	第2期日程	
事 業 者	令和7年10月31日	+ 🖶	
申請締切	(金) 17時	未定	
事業者審査	△fn 7 年 1 1 日 1 0 日	+ 🕁	
会 (予定)	令和7年11月19日	未定	
協力隊候補	1 井ぶ日 ○よい 佐笠田田	未定	
者申請締切	人材が見つかり次第提出		
協力隊候補	協力隊候補者申請後2カ	未定	

者審査会	月以内	
(予定)		
委嘱可能日	協力隊候補者審査会後、	
	合格通知発行日から2週	十二
	間以上経過後の月の1日	未定
	で、6か月以内	

3 審査結果

審査結果は、審査終了から2週間以内に事業者及び協力隊候補者 に通知いたします。

合格の審査結果の通知を受けたら速やかに、様式4号を提出して ください。これを基に町は協力隊へ委嘱を行います。

4 補助金の申請

申請方法

- 補助金交付 1 協力隊の委嘱決定後、厚真町補助金等交付規則に基づき補助金交 付申請を町に提出しなければなりません。補助金交付申請は、年度 ごとに申請するものとし、申請当該年度のうち、委嘱期間を助成対 象期間とします。申請には事業計画書、収支計画書、雇用契約書ま たは委任契約書を添付してください。
 - 2 協力隊に係る基本給(報償費)・活動費の助成は、事業者の協力隊 への3か月分の支払い実績をもって、助成上限額の範囲内で助成し ます。
 - ※補助金交付申請及びその実績報告書の提出がない場合には、補助金 を交付することができません。実績報告書の提出がない場合、実績 報告書に不備がある場合、実績が地域おこし協力隊の活動内容とし てふさわしくない場合には、翌年度の委嘱の更新を行わない場合が あります。
- 5 事業者の申請書受付場所及び問い合わせ先

T059-1692

北海道勇払郡厚真町京町120番地

厚真町まちづくり推進課政策推進グループ

電話:0145-27-3179 (直通)

FAX : 0 1 4 5 - 2 7 - 2 3 2 8

mail: seisaku@town.atsuma.lg.jp

応募に関しご不明な点がありましたら、上記にご連絡ください。なお、メール、FAX をご利用の場合には、電話での確認をお願いします。